

動薬協会発 159 号
令和 2 年 12 月 23 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

年末年始、春節等に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について

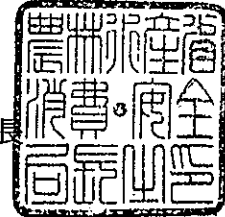
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（2 消安第 4240 号）がありましたので、お知らせします。

2 消安第4240号
令和2年12月22日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



年末年始、春節等に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
ございます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくようお願いいたします。



都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始、春節等に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

アフリカ豚熱（ASF）、豚熱（CSF）、口蹄疫（FMD）、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等に関する防疫対策については、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づく特定家畜伝染病防疫指針により実施するほか、「夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（令和2年7月17日付け2消安第1829号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の確認及び指示並びに万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

同通知の発出以降、中国、韓国、ベトナム等のアジアにおいて、アフリカ豚熱の発生が継続しており、発生国からの旅客が所有し、日本への輸入が認められなかった豚肉製品からもASFウイルス及びその遺伝子が検出されているところです。日本を含む世界各国・地域において、新型コロナウイルスの人への感染対策として、渡航の制限等の対策が講じられているところではありますが、本年7月以降、ビジネス関係者等の往来が順次再開されるなど、訪日外国人数は徐々に増加していくことが見込まれます。

国内においても、本年9月に豚熱が約半年ぶりに飼養豚で発生し、野生いのししにおいてもCSFウイルス陽性確認地域も拡大しています。また、高病原性鳥インフルエンザについては、本年11月5日に今シーズン初めて家きん農場で発生が確認されて以降、12月に入っても発生が継続し、本日までに12県30事例の発生が確認されています。

年末年始、春節等を迎え人の往来の増加が見込まれること、今後も渡り鳥が飛来、滞在するシーズンは続くことから、引き続き、緊張感を持って防疫対策にあたることが重要です。つきましては、これらの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のため、家畜の生産者を含めた、市町村、関係機関、関係団体等に対して、下記の事項を周知いただき、アフリカ豚熱等の防疫対策に万全を期すよう、指導の徹底を改めてお願いいたします。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

既に、外務省から、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大状況を鑑み、感染症危険情報が発出され、渡航中止勧告又は不要不急の渡航を止めることが呼びかけられているところであるが、畜産関係者等に対して、改めて、アフリカ豚熱等の発生地域への渡航を自粛するよう要請すること。

2 早期発見・通報及び農場への病原体侵入防止の再徹底等

家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入ること又は不要な物を持ち込むことのないよう指導すること。また、地域や関係団体とも連携の上、①早期発見・早期通報の再徹底、②防護柵、防鳥ネットの確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布などの消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導又は助言を実施すること。

3 緊急時における連絡体制の確保及び周知について

休日、年末年始等においても、万が一の発生の際の連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内の緊急連絡体制の確認を行うと共に、管轄する家畜保健衛生所の通報先を家畜の所有者、飼養衛生管理者、獣医師等に改めて周知すること。併せて連絡を受けた後の初動対応が迅速かつ的確に図られるよう、市町村、関係機関、関係団体との間で緊急連絡体制を確認すること。

4 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な人員、防疫資材及び埋却地等の確保

万が一、アフリカ豚熱等が発生した場合に備え、「高病原性鳥インフルエンザの発生に係る予防対策の強化・徹底及び年末・年始に向けた事前準備について」（令和2年12月7日付け2消安第3942号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、高病原性鳥インフルエンザに限らず、防疫作業内容の手順や分担について確認すること。

各疾病の特定家畜伝染病防疫指針の留意事項には、24時間以内にと殺を完了する想定として、目安となる頭羽数を記載している。疾病発生時には、災害対応に準じた全県的な体制を確立し、必要な作業人員や防疫資材について、動員リストや都道府県内の資材備蓄状況を確認すること。作業人員が不足する場合には、動物衛生課を通じて農林水産省や家畜改良センターの職員、他県の家畜防疫員の派遣要請を行い、速やかに殺処分等が行えるようあらかじめ計画すること。

また、他の都道府県や関係機関等からの動員を行う可能性も見据え、滞りなく防疫措置が実施されるよう、防疫作業に必要な防護服や長靴等の資材、健康診断のための医師等、埋却地や運搬に必要な資機材等を確保すること。特に、防疫資材については、不足時に緊急的に購入できる業者の確認に加え、必要に応じて資材を追加確保すること。

以上